

Theme *

事業承継を
取り巻く現状

～ 経営の承継 ～

今回は中小企業の事業承継の現状と課題について紹介致しました。今回は経営の承継を行う際の具体的方法をご紹介します。

承継候補者の意思確認

～ 承継候補者を決めた後 ～

早めに

- ・早すぎることは無いと思ったほうが良い

言葉で伝え

- ・思ってるだけでは伝わらないため、承継する意思があることを相手へ明確に示す必要がある

相手の意思を確認

- ・特に親族外の社員への承継を考えている場合、相手にその意思がない可能性も十分にある

現場教育～承継候補者にその意思がある場合～

▷業績報告(決算報告会)の場に同席させる

- ・経営者として全社の現状と問題点を知ってもらう

▷経営理念を伝える

- ・言葉で伝える直接的手法 & 肌で感じさせる間接的手法

▷多少の問題解決を経験させてみる

- ・労働問題や内部統制など

会社を背負う「覚悟」を持たせることが肝要

経営のシステム化と権限委譲

▷経営者個人の能力に依存する経営から、組織化した経営への転換

- ・一から十までを経営者が決めている経営は承継が困難
- ・承継者が本来の経営業務に専念できる体制づくり
- ・ルール化(各種規定の作成)により対処できることもある

▷役員としての権限は与えても株式(議決権)の移転は慎重に

- ・役員を選解任権は手元に留保する
- ・財産権は移しても議決権は手元に留保する方法もある

次回は財産の承継についてお伝え致します

税理士法人 池協会計事務所

IKEWAKI TAX ACCOUNTING & CONSULTANTS GROUP

このニュースレターの内容については、正確性に万全を期しておりますがその内容を保証するものではなく、これらの情報によって生じたいかなる損害についても当法人は一切の責任を負いかねますのでご了承願います。

また、わかりやすさを優先し説明を簡略化すること、例外規定の存在、時間経過および法改正等により、当該内容が必ずしもすべての事案に適用されるものではないことを、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。